

パートナーシップ制度導入指針に関するQ & A（暫定版）

（1）ファミリーシップ制度も対象になるのか。

- ➔ 各市町村において、パートナーシップ制度を拡張して子などの近親者も対象に含め、ファミリーシップ制度とすることも可能です。なお、その場合、子ども基本法が施行されることを踏まえ、子どもの意見表明権にも配慮する必要があります。

（2）異性間の事実婚も対象に含めることができるのか。

- ➔ パートナーシップ制度の対象としては、まずは婚姻制度の対象となり得ない方々が想定されますが、各市町村において、婚姻制度の対象となり得る方々をパートナーシップ制度の対象に含めることを妨げるものではありません。

（3）市町村間の相互利用はどのように図るべきか。

- ➔ パートナーシップ制度を利用する方々の利便性を確保するため、市町村間の相互利用を制度要綱等に規定することが有効と考えられます。なお、相互利用の中長期的な安定性を確保するため、地方自治法上の連携協約を締結することも考えられます。

（4）県営住宅や県立病院ではどのように活用できるのか。

- ➔ ①県営住宅への入居や②県立病院での面会手続き、病状説明等（※）において、市町村のパートナーシップ制度が活用可能となるよう所要の措置を講ずることとしており、改めて通知等を発出することになりますので、そちらを御参照ください。

※ 面会や病状説明等の対象となるキーパーソン（患者に関係する人たちの中で意思決定や問題解決の要となる人）は、患者の家族が役割を果たすことが多いが、患者の希望によっては家族以外もなり得る場合があり、その際に患者との関係性を確認する手段として、パートナーシップ制度に係る証明書を活用するもの